

《誓約事項》

助成金の申請に関する事項

1. 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
2. 北九州市及び北九州市上下水道局に対して納めるべき市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料に滞納がないことを誓約します。また、滞納がないことを各関係部署へ照会することについて、同意します。
3. 暴力団員でないこと、及び暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約します。また、北九州市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、暴力団排除を徹底するために警察へ照会することについて、同意します。
4. 北九州市雨水タンク助成金交付要綱の内容に違反している場合、当該交付決定の取消しを受けること及び助成金の返還請求を受けることに異議を申し立てません。
5. 交付決定後に、雨水タンクを購入することを誓約します。

設置後の管理に関する事項

1. 雨水タンクを7年以上存続させ、その機能を維持するため点検及び清掃等の管理を適切に行います。
2. 安全のため、雨水タンクの転倒防止策を施します。
3. 雨水タンクの異常、管理不行き届き等からその他の者に事故、問題が生じても、一切市の責任を問いません。
4. 雨水タンクを設置する目的の一つである「雨水流出抑制」の効果を発揮するため、大雨が予想されるときは事前に雨水タンクを空にする等の取組みに努めます。
5. 雨水タンクを第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に、上記「設置後の管理に関する事項1～4」について説明し、その理解を得るよう努めます。